

## 別添4

■ : 前回部会からの変更を示す

### 学校施設整備指針の改訂の方向性（案）

- 学校施設整備指針（以下「整備指針」という。）は、児童生徒の健康と安全はもとより、教育内容、教育方法等の多様化への対応など、学校施設に固有に求められる機能を確保し、学校施設としての質的向上を図るため、学校施設の計画・設計上の留意点を示したものであり、学校種<sup>1</sup>ごとに策定されている。
- 現行の学校施設整備指針は、教育の動向や学校施設を取り巻く今日的課題に対応するため、平成31年改訂をはじめ、数次に渡り改訂が重ねられてきた。このことにより、学習指導要領の改訂やICTの活用、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組、教職員の働く場としての機能向上、地域との連携・協働、小中一貫教育、学校施設の複合化、長寿命化対策など、本報告書でも提言した事項も含め、様々な観点から記述の充実が図られてきた。
- 以下、本報告で提言された内容及び現行の整備指針を踏まえつつ、更に内容の充実を図るべき事項を中心に、整備指針の改訂の方向性を整理する。
  - ※ 以下の項目番号等は報告本文の項目番号等と合わせている。各項目に沿って報告の要約を記載した上で、改訂の方向性を整理している。
  - ※ 以下、小学校施設整備指針をベースに整理したものであり、明朝体になっている部分が整備指針の内容を、そのうち、下線部分が追記すべき内容を表している。学校種に合わせて、今後記述を整理する必要がある。

#### (1) 新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）

- 新しい時代の学びを実現する学校施設の姿として、「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造することをキーコンセプトとして提示し、未来思考の4つの視点を整理。

#### 【改訂の方向性】

- 整備指針にすでに散りばめられている視点もあるが、これからの中学校施設整備を未来思考で捉えることの重要性に鑑み、指針の総則において明確化

#### ⇒第1章総則 第3節 学校施設整備の基本的留意事項

##### 1 未来思考の視点の必要性

- ・学校施設整備に際して、児童がともに集い、学び、生活する実空間として、また、他者と協働し、直面する未知の課題に対して学び合い、応え合う共創空間

<sup>1</sup> 幼稚園施設整備指針、小学校施設整備指針、中学校施設整備指針、高等学校施設整備指針、特別支援学校施設整備指針がある。

として、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有しつつ、未来思考をもって実空間を捉え直すことが重要である。

- ・ICTの活用などにより、学びのスタイルが多様に変容していくこと等を踏まえ、学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直すことが重要である。
- ・教室環境について、单一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していくことが重要である。
- ・紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく可変性が重要である。

## (2) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

### 【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

#### ①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する

##### i ) 変化に対応する柔軟性・可変性のある空間構成

- 新しい時代の学びは個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実であり、ICTの活用により、時間や場所に限定しないシームレスな学びが可能となることから、学校施設全体を学習に利用するという発想に立ち、柔軟性・可変性のある空間づくりの必要性を提示。

### 【改訂の方向性】

- 現行の整備指針においては、柔軟性・可変性に関する留意事項は記載されているが、新しい時代の学びを実現する視点の重要性に鑑み、指針の総則において、以下の視点を明確化

#### ⇒第1章総則 第1節 学校施設整備の基本の方針

##### 1 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備

- ・学校施設全体を学習に利用するという発想に立ち、児童の主体的な活動を喚起し、求められる学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間にするための創意工夫ある施設を計画することが重要である。

##### ii ) 多様な学習活動を展開できる教室空間

###### ii - 1) 1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備

- GIGAスクール構想の実現の観点から、多様な学習・活動の展開が可能となるよう、学校の建築時、あるいは、既存施設の改修時において、各学校の学級規模も考慮しつつ既存の面積資源の有効活用・再配分を行い、学習・活動内容を踏まえ

た教室サイズの検討を推進する必要性を提示。創意工夫の一つとして、1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備について提示。

### 【改訂の方向性】

- 現行の整備指針においては、多様な学習形態等への対応について留意事項は記載されているが、1人1台端末環境のもと、新しい時代の学びを実現する視点の重要性に鑑み、指針の総則において、以下の視点を明確化

#### ⇒第1章 総則 第2節 学校施設整備の課題への対応

##### 1 多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設

- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、多様な学習内容・学習形態による活動を可能とする施設として計画することが重要である。

#### ⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 1 共通事項

- ・多様な規模、数の学習集団の編制に柔軟に対応することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。この際、新しい生活様式や各学校の学級規模も考慮しつつ、学習・活動内容を踏まえた面積を計画することが重要であり、既存施設の改修時においては、既存の面積資源の有効活用・再配分を行うことも重要である。

#### ⇒同章 第2 学習関係諸室 2 普通教室

- ・情報端末を活用した学習の円滑な実施も考慮し、多様な学習形態に対応する机、家具などの配置が可能な面積、形状等とともに、児童の生活の場としてふさわしく児童にとって魅力ある場として計画することが重要である。

## ii – 2) 多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応

- 多様な学習活動を展開できる教室空間の創意工夫の例として、多目的スペースの活用を提示。音環境や温熱環境等への配慮や、教職員の共通理解の必要性等を提示。

### 【改訂の方向性】

- 整備指針においては、平面計画、各室計画において多目的教室の留意事項が記載されているが、本報告で示された留意事項も整備指針に明確化

#### ⇒第3章 平面計画 3 多目的教室

- ・天井・壁への吸音材の整備や可動間仕切りの整備、家具の配置等により、多目的教室の音響及び多目的教室を介在した隣接教室間の音の伝搬等について

て配慮するとともに、温熱環境や教職員の視認性等への配慮も含め、総合的に計画することが重要である。

(参考)

- 整備指針には、第1章総則 第3節 5 関係者の参画と理解・合意の形成において、以下について記載。
  - ・より効果的・効率的な施設運営を行うためには、企画段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに、施設の完成後も継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。

### ii – 3) ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

- 創意工夫の一つとして、教室内のロッカーや充電保管庫等を教室外の目の届く場所に配置し、教室全体を学習活動のスペースとして活用するなどの工夫を提示。

#### 【改訂の方向性】

- 整備指針においては、各室計画において収納棚の留意事項が記載されているが、本報告で示された留意事項も整備指針に明確化

#### ⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 2 普通教室

- ・収納棚その他の生活用設備は、児童のための動作空間とともに、教室の周辺部の日常的に目の届く位置に計画することが重要である。この際、普通教室と多目的な空間との仕切りを可動式の収納棚とし、活動に応じて教室を拡張して利用するなど、柔軟な発想で教室空間を計画することも有効である。

### iii) 様々なタイプの教室の有機的な連携・分担による多様な活動の展開

- 異なる教科ゾーンを連携させ、より幅広い教科等横断的なゾーンとして機能させることなど、特別教室の创意工夫について提示。

#### 【改訂の方向性】

- 整備指針において、教科等横断的な学習の視点について追記

#### ⇒第3章 平面計画 第2 学習関係諸室 1 共通事項

- ・総合的な学習や教科等横断的な学習等に対応し、普通教室、多目的教室、特別教室、共通学習空間、教材・教具の作成・収納空間等を機能的な連携に配慮して配置を計画することが望ましい。

#### ⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 1 共通事項

- ・特別教室は、教科等横断的な学習に柔軟に対応できるよう、教育内容・教育方法等に応じて複数の教科での共用も考慮し、それらの教科に必要な機能を確保できる面積、形状等とすることが重要である。
  - ・教科等横断的な学習のために各教科等の教員等が情報交換や打合せを行いやすい空間を計画することも有効である。
- ※R3年5月、高等学校施設整備指針に反映。教科担任制を前提とした記載。

○コンピュータ教室、視聴覚教室については、各学校設置者において、教科・科目の内容に応じ、その役割を捉え直し、他の学習空間との有機的な連携・分担を図ることを促すべく、以下のとおり記載。

#### ⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 13 視聴覚教室 14 コンピュータ教室

- ・1人1台端末環境等の整備に伴い、視聴覚教室（コンピュータ教室）については、教科・科目の内容に応じ、個別の端末では性能的に実現が困難な学習活動を効果的に行うことができる空間として捉え直した上で、高機能化や他の学習空間との有機的な連携・分担を図りながら、個人やグループでの活動が可能な自由度の高い空間とすることが望ましい。

#### iv) 読書・学習・情報のセンターとなる学校図書館の整備

- デジタル化の中で、学校図書館が読書・学習・情報のセンターとしての機能を十分に果たすことができるよう、その在り方を提示。

#### 【改訂の方向性】

- 整備指針においては、平面計画、各室計画において図書室の記載があるが、学習・情報センターとしての位置づけを強調

#### ⇒第3章 平面計画 第2 学習関係諸室 8 図書室

- ・デジタル化の中で、図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・情報センターとして計画することが望ましい。

※現在の整備指針では「有効である」の表記。以下も同様。

#### ⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 15 図書室

- ・デジタル化の中で、コンピュータ教室等と連携又は一体とし、児童の様々な学習活動を支える学習・情報センターとしての機能を持たせた計画とするこ

とが望ましい。

※コンピュータ教室を別に設けずに一体として整備する場合もあるため

#### v) 設備や家具の工夫による多様な学習活動の展開・教室環境の充実

- 多様な学習活動を展開するため、1人1台端末に対応した教室用机や大型提示装置、充電保管庫などの設備、家具の配置の工夫について提示。

##### 【改訂の方向性】

- 整備指針の各室計画、詳細設計において、情報機器や学校用家具について記載。本報告を踏まえて、以下のとおり記述を充実。

##### ⇒第1章 総則 第2節 学校施設整備の課題への対応 2 ICT環境の充実

- ・児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、情報活用能力（情報技術を手段として活用する力を含む）の育成や、校務情報化の推進に資するため、無線LANの整備など、ICTを日常的に活用できる環境の整備や情報端末、大型提示装置、遠隔会議システム、統合型校務支援システム等の機器の導入を積極的に計画することが重要である。

##### ⇒第4章 各室計画 第1 基本的事項 3 ICT環境の充実

- ・日常的なICTの活用を考慮し、無線LANやコンセントを設けることが重要である。その際、情報端末の収納場所、充電場所についても計画することが重要である。

##### ⇒第4章 各室計画 第1 基本的事項 7 学校用家具

- ・室内空間を構成する要素として家具は重要であり、場面に応じた多様な活動の展開や豊かな環境づくりの観点から、家具も含めて、一体的に学びの空間を計画することが重要である。

##### ⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 1 共通事項

- ・ICTを日常的に、かつ学校内の様々な場所において活用できるよう、無線LANやコンセント等を計画することが重要である。また、大型提示装置等の導入について計画することが重要である。

⇒第5章 詳細設計 第5 学校用家具 1 共通事項

- ・情報端末を活用した学習の円滑な実施に対応するため、教室用机については、情報端末や教科書、ノート等の教材・教具を常時活用できる大きさのものを導入することが重要である。

v) 学校における働き方改革を推進し、パフォーマンスを最大化するための執務空間

- 学校における働き方改革を推進し、パフォーマンスを最大化するため、執務空間やラウンジ等の空間、教材研究・準備のための空間等について提示。

【改訂の方向性】

- 整備指針においては、働き方改革の視点は、すでに平成31年の指針改訂時に一定反映済であるが、令和3年の高等学校の整備指針改訂時に記述を充実したこと等を踏まえ、以下のとおり記述を充実。

⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 19 教材・教具の作成・収納空間

- ・遠隔・オンライン教育のための教材作成・撮影のための空間を確保できるような面積、形状等とすることも有効である。

⇒第4章 各室計画 第10 管理関係室 3 職員室

- ・情報機器や事務機器を利用し教材の制作、管理などを行うことのできるコーナー等の空間を確保したり、遠隔会議システムや、児童の出欠状況や多様なカリキュラムの管理、児童への情報伝達や児童からのレポート等の提出、情報共有等、校務全般を実施するために必要となる機能を実装した統合型校務支援システム等において情報機器や情報ネットワークを活用できる環境を計画することが重要である。
- ・リフレッシュや休憩、打合せ、情報交換、協働作業等ができ、湯沸し・流し等を備えたゆとりのある空間を職員室と一体に、又は隣接した位置に確保することが重要である。
- ・情報管理に十分配慮し、必要に応じて、児童や外来者の立ち入り範囲を明確にゾーニングできることが重要である。

vii) 9年間を見通した義務教育を支える施設環境

- 9年間を見通した義務教育の在り方等を踏まえ、小中一貫した教育課程に対応した施設環境等について提示。
- 整備指針においては、平成28年に、小中一貫教育に適した学校施設の留意点

等について記述を充実。総則において、施設形態ごとの留意事項について詳細に規定。

#### viii) 特色・魅力ある高等学校づくりを支える施設環境

- 新時代に対応した高等学校教育の在り方等を踏まえ、高等学校施設の在り方を提示。
- 令和3年に高等学校の整備指針を改訂し、スクール・ミッションやスクール・ポリシー等の教育目標等に基づき、地域社会や高等教育機関、企業等との連携・協働を推進するなど、特色・魅力ある高等学校づくりを推進するための施設整備の留意事項について詳細に規定。

#### ix) 多様な教育的ニーズのある児童生徒への対応

(インクルーシブ教育システムの構築)

- インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備として、バリアフリー化、ユニバーサルデザインへの配慮等を提示。また、医療的ケアの実施に配慮されたスペースなど、特別支援教育に対応した施設の在り方について規定。

#### 【改訂の方向性】

- 令和2年の学校施設バリアフリー化推進指針の改訂、令和3年の高等学校の整備指針の改訂において、特別支援教育への対応の視点を反映しており、それらを小中学校の整備指針にも反映。
- このほか、現在、「特別支援教育の在り方を踏まえた学校施設部会」において、鋭意検討中であり、最終的には同部会の提言も踏まえて追加修正予定。

(高等学校の整備指針において反映された視点)

⇒「本指針を活用するにあたっての留意事項」

#### ○学校施設バリアフリー化推進指針との関係性

「学校施設バリアフリー化推進指針」は、学校施設のバリアフリー化を推進していく観点から、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や、学校施設のバリアフリー化等を図る際の計画・設計上の留意事項を示したものである。

同指針は、令和2年5月に改正された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等を踏まえ、わかりやすく円滑に建物に至ることができる配置計画や、わかりやすく快適に動きやすい平面計画、使いやすく安全で快適な各室計画における留意事項を詳細に整理したものである。

このため、学校施設を計画・設計する際には、学校施設整備指針と併せ、学校施設バリアフリー化推進指針の記載についても参照すること。

⇒第1章 総則 第2節 学校施設整備の課題への対応  
第3 地域と連携した施設整備 2 学校開放のための施設環境

- ユニバーサルデザインの定義を追加

※ユニバーサルデザイン：あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方であり、一人一人がその個性と能力を發揮し、自由に参画し、自己実現を図っていけるような社会の構築に向け、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」デザインする考え方。

⇒第4章 各室計画 第5 共通空間 1 昇降口、玄関等

- 昇降口、玄関等に設置する案内表示は、多様な利用者を想定し、認知しやすく、通行の支障にならない位置に設置し、日本産業規格（JIS）の案内図記号\*を用いるなど、わかりやすいものとすることが重要である。

※案内用図記号：日本産業規格の JIS Z 8210（案内用図記号）により規定。

⇒第6章 屋外計画 第5 その他の屋外施設 3 駐車場、自転車等駐車場

- 建物の出入口に到達しやすい安全な位置に、十分なスペースを持つ車いす使用者等の利用する駐車場を確保するとともに、わかりやすい表示とすることが望ましい。

(児童生徒の多様化への対応)

- 外国籍の児童生徒、性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒、不登校児童生徒など、児童生徒の多様化に対応した施設の在り方を提示。

【改訂の方向性】

- 令和3年の高等学校の整備指針の改訂において、多様化する生徒への対応の視点を反映しており、それらを小中学校の整備指針にも反映。
- 現行の整備指針には、教育相談室（心の教室）の記載があるとともに、国際理解の推進の視点も記載。

⇒第4章 各室計画 第5 共通空間 2 便所、手洗い、流し、水飲み場等

- 性同一性障害や性的指向・性自認（性同一性）に係る児童への対応として、**本人への配慮と他の児童への配慮の均衡を取りながら、学校における支援の事例\***を踏まえた施設環境の整備を検討することが重要である。

※保健室やバリアフリートイレ等について更衣室としての使用を認める、職員トイレやバリアフリートイレ等について児童の使用を認めるなどの事例を指す。

⇒第4章 各室計画 第5 共通空間 3 児童更衣室

- 性同一性障害や性的指向・性自認（性同一性）に係る児童への対応として、本人への配慮と他の児童への配慮の均衡を取りながら、学校における支援の事例\*を踏まえた施設環境の整備を検討することが重要である。

※保健室やバリアフリートイレ等について更衣室としての使用を認める、職員トイレやバリアフリートイレ等について児童の使用を認めるなどの事例を指す。

⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 17 教育相談室（心の教室）

- 日常的にかつ学校内の様々な場所においてICTを活用した学習・指導を行うことができるよう、無線LANやコンセントを計画することが重要である。

※児童が落ち着いて時間を過ごすための空間、教師が保護者等からの相談に応じる空間についての留意事項は記載済

②新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現する

i) 快適で温かみのあるリビング空間

- 豊かな学習・生活の場となるよう、ゆとりと潤いのある居心地のよい学校施設として、子供たちの居場所となる温かみのある生活空間づくりを提示。

**【改訂の方向性】**

- 本報告を踏まえ、以下のとおり、生活空間に関する記述を追記

⇒第1章 総則 第1節 学校施設整備の基本的方針

2 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

- 児童がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性・社会性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。

⇒第1章 総則 第2節 学校施設整備の課題への対応

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備 1 生活の場としての施設

- ・学校施設全体が学びの場であるとともに、児童がゆっくり過ごしたり落ち着いたりすることができる居場所となるよう、また、空間への愛着を育むことができるよう、温かみのある生活空間を創意工夫により計画することが重要である。

#### ⇒第4章 各室計画 第2 学習関係諸室 15 図書室

- ・児童がその時々の状態に応じて居場所にできる小空間・コーナー等の空間を、学習空間と有機的に関連づけて配置するなど、快適な空間を計画することが重要である。また、椅子やベンチ、畳、カーペットなどの家具を配置し、児童の自主的・自発的な学びや交流を生み出す工夫も有効である。

#### ii) 健やかで衛生的な環境の整備

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、新しい生活様式も踏まえ、健やかに学習できる衛生環境の整備を提示。

##### 【改訂の方向性】

- 令和3年の高等学校の整備指針の改訂において、衛生環境整備の視点を反映しており、それらを小中学校の整備指針にも反映。  
本報告で更に追記されている部分についても、整備指針に反映。

#### ⇒第1章 総則 第2節 学校施設整備の課題への対応 第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備 2 健康に配慮した施設

- ・児童の心と体の健康を支えるため、感染症対策の観点からも、保健衛生に配慮した施設計画とすることが重要である。

#### ⇒第3章 平面計画 第5 共通空間 2 便所

- ・洋式便器かつ乾式\*を採用するなど、生活様式や児童のニーズ等を踏まえた便所を計画することが重要であり、このことは衛生環境改善の観点からも重要である。

\*乾式：床を乾いた状態で使用する方式。

#### ⇒第4章 各室計画 第5 共通空間 2 便所、手洗い、流し、水飲み場等

- ・便所は、男女別に児童数、利用率等に応じた適切な数と種類の衛生器具を設置することのできる面積、形状とし、衛生環境改善の観点からも、窓を設けて採光、通風、換気に留意することや、洋式便器かつ乾式並びに非接触型の手洗い

**設備**を採用するなど清潔で使いやすい計画とすることが重要である。

#### ⇒第4章 各室計画 第10 管理関係室 4 保健室

- ・保健室について、休養や処置のために柔軟に対応できる面積を確保し、健康に関する情報を発信するなど、健康教育の中心となるようにするとともに、児童のカウンセリングのために、落ち着いた空間を確保することが重要である。
- ・児童の出欠状況や健康観察、健康診断票、保健室来室管理等の保健系機能を実装した統合型校務支援システム等において情報機器や情報ネットワークを活用できる環境を計画することが重要である。

#### ⇒第5章 詳細設計 第1 基本的事項 3 快適性

- ・自然採光、自然換気等による良好な環境条件の確保に留意しつつ、必要に応じて照明設備や冷暖房設備、換気設備等を組み合わせ、良好な温熱環境及び衛生環境のもと、ゆとりと潤いを感じられるよう設計することが重要である。

#### ⇒第5章 詳細設計 第2 内部仕上げ 2 材質

- ・調理室については、雑菌等の発生を抑制するドライシステムとすることが重要である。また、便所については、洋式便器かつ乾式とすることが重要である。
- ・手洗い設備の非接触化を計画することが重要である。

#### ⇒第5章 詳細設計 第3 開口部 4 換気口等

- ・衛生環境の確保等の観点から、各室・空間の利用内容等に応じて十分な換気量を確保するため、換気設備等の状況に応じ、換気口を各室・空間に適宜設けることが望ましい。

#### ⇒第8章 設備設計 第6 空気調和設備 3 冷暖房設備

- ・熱中症対策や衛生環境改善の視点から、地域の実態等に応じ、冷暖房設備の設置を計画することが重要であり、普通教室のみならず、特別教室等における設置も計画することが重要である。
- ・冷暖房設備の導入に当たっては、断熱性など省エネ性能の向上のほか、二酸化炭素濃度低減など良好な室内環境の確保のため、適切な換気方法について検討しておくことが重要であり、必要に応じて、全熱交換器を導入することも重要である。
- ・屋内運動場を体育活動や儀式的行事、学芸的行事、各種集会、学習・研究成果

の発表等に利用することを考慮し、地域の寒冷度、利用状況等を十分検討し、断熱性能を確保した上で、冷暖房設備の設置を計画することが重要である。

- ・災害時の利用も踏まえ、再生可能エネルギーを活用した冷暖房設備の設置を計画することも有効である。

### ③地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現する

- i ) 学校と地域が支え合い協働していくための共創空間
- ii ) 多様な「知」を集積するための複合化・共用化等

- 地域コミュニティの拠点、地域住民の生涯学習の場として、学校と地域が連携・協働し共創していく空間の整備を提示するとともに、他の公共施設との複合化や、施設・設備の共用化・集約化等の推進を提示。
- 整備指針においては、平成 28 年に学校施設の複合化の視点について、平成 31 年に学校と地域の連携・協働の視点について、記述を充実。

### **【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】**

#### ①子供たちの命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現する

- i ) 安全・安心の確保
- ii ) 避難所としての防災機能の強化

- 安全・安心な教育環境を確保する観点から、老朽化対策の着実な推進、避難所としての防災機能の強化等を提示。
- 整備指針においては、平成 26 年に学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化の記述を充実。平成 31 年にも防災機能の視点を追記。

#### ②脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現する

- i ) 脱炭素社会の実現を目指した学校施設整備
- ii ) 木材利用の促進

- 2050 年脱炭素社会の実現に向けて、学校施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等を進めるため、エコスクールの取組を深化し、学校施設の ZEB 化を推進していくこと、また、学校施設における木材利用の積極的な推進を提示。

### **【改訂の方向性】**

- 本報告を踏まえ、以下のとおり、脱炭素に関する記述を追記。  
なお、木材利用の視点については、平成 28 年に記述を充実。

⇒第 1 章 総則 第 2 節 学校施設整備の課題への対応  
第 2 安全でゆとりと潤いのある施設整備 6 環境との共生

- ・脱炭素社会の実現に向けて、施設のライフサイクルを通じた環境負荷の低減

や、自然との共生等を考慮した施設づくりを行うことが重要である。

※高校の整備指針の改訂時は「脱炭素社会の実現を目指した取組が求められている中、」と表記。より一步進んだ表現として修正。

- ・太陽光や太陽熱、風力、地中熱利用設備、バイオマス※など再生可能エネルギーの導入、緑化、木材の利用等については、環境負荷を低減し脱炭素社会の実現に貢献するだけでなく、環境教育での活用や地域の先導的役割を果たすという観点からも重要である。

- ・新築の際は、屋根や外壁の高断熱化、高効率照明や高効率空調機等の高効率設備の導入等により、ZEB※基準の水準の省エネルギー性能の確保※を目指すとともに、再生可能エネルギーを積極的に導入することが重要である。既存施設の改修時においても、これらに準じた施設づくりを計画することが望ましい。

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万m<sup>2</sup>以上のものを④ZEB Orientedと定義している。

※再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から用途に応じて30%又は40%（小規模建築物については20%）削減。

## 第4章 学校設置者における推進方策

### （1）長寿命化改修等を通じた、新しい時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的な推進

- 安全・安心な教育環境を確保しつつ、新しい時代の学びを実現するため、教育環境の向上と老朽化対策を一体的に行う長寿命化改修等の取組を積極的に推進することを提示。

#### 【改訂の方向性】

- 本報告を踏まえ、以下のとおり、長寿命化改修等に関する記述を追記

⇒第1章 総則 第3節 学校施設整備の基本的留意事項  
4 長期間有効に使うための施設整備の実施

- ・施設の安全性を確保しつつ、教育内容・教育方法等の変化に対応した豊かな施設環境を整備するとともに、工事費を抑制し、排出する廃棄物も少なくす

る観点から、長寿命化改修\*を積極的に取り入れていくことが重要である。この際、長寿命化改修が、単に当初の建築時の状態に復旧するのではなく、時代に即応した教育環境向上させていくものであることに十分留意することが重要である。

※長寿命化改修：物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修方法。

- ・長寿命化改修に際しては、学校全体を学びの場として捉えた上で、既存の面積資源を有効活用し、明確な目標のもとに再配分していくことが重要である。また、構造体の耐久性や設備の健全性、避難動線、教室等の配置計画等、施設の状態や諸条件等について現状を分析し、取り得る手段を総合的に判断することが重要である。

## (2) 首長部局と協働した、中長期的視点からの計画的・効率的な整備の推進

- 教育環境の向上とコストの最適化等の観点から、首長部局との横断的な検討体制を構築し、中長期的視点から施設整備上の様々な工夫を講じていくことを提示。

### 【改訂の方向性】

- 本報告を踏まえ、以下のとおり、記述を追記

#### ⇒第1章 総則 第3節 学校施設整備の基本的留意事項

##### 1 総合的・長期的な視点の必要性

- ・学校施設整備の諸課題に対応するため、中・長期的に目指すべき学校施設像を示し、その上で域内の学校施設の実態を把握し、地域における学校施設の役割等も考慮した上で、中・長期的な学校施設整備方針・計画（長寿命化計画等）を策定することが重要である。
- ・域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減の他、公共施設等との複合化・共用化、地域との連携を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した計画を策定することが重要である。
- ・計画の策定に際して、地方公共団体においては、教育部局だけでなく、財政やまちづくり、公共施設、環境、防災、林政等を担当する首長部局との横断的な検討・管理体制を構築することが重要であり、検討結果を中・長期的な学校施設整備方針・計画（長寿命化計画等）に適時に反映することが重要である。

## (3) 多様な整備手法等の活用と、施設整備と維持管理の着実な推進

- PPP/PFI 等の多様な整備手法等の活用や、ながくよく使い続けるための施設整備と維持管理の着実な推進について提示。

#### 【改訂の方向性】

- 本報告を踏まえ、以下のとおり、記述を追記。

##### ⇒第1章 総則 第3節 学校施設整備の基本的留意事項

###### 4 長期間有効に使うための施設整備の実施

- 学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持し、事故を防止するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。従来のような、施設に不具合があった際に保全を行う「事後保全」型の管理から、計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理へと転換していくことが重要である。

(参考)

- PPP/PFI の整備手法については、以下のとおり、整備指針に記載。
- より効果的・効率的な施設整備の手法として、PFI や包括的民間委託などの官民連携による整備手法等を検討することも有効である。

#### (4) 学校関係者等の参画による、豊かな学びの環境整備の推進

- 新しい時代の学びの実現に向け、学校関係者等が参画し、合意形成を図りながら検討していくプロセス等の重要性を提示。

#### 【改訂の方向性】

○ 本報告を踏まえ、以下のとおり、記述を追記。

⇒第1章 総則 第3節 学校施設整備の基本的留意事項

5 関係者の参画と理解・合意の形成

- 当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・学習形態等を反映したものとなるとともに、地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有し、理解と協力を得ながら総合的に計画することが重要である。その際、教育や建築等の有識者の指導助言を受けることが重要である。
- より効果的・効率的な施設運営を行うためには、企画段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに、施設の完成後も継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。このことは、設計当初の施設機能が十分に発揮され、利用実態を踏まえた安全性を確保する上でも重要である。
- 豊かで魅力的な学校設計にするため、技術提案者を評価するプロポーザル方式等の適切な設計者選定方式を採用し、学校設置者が示す新しい学校施設の在り方についての理解度や、計画的な工夫、アイディア、デザイン等の技術提案を受け、総合的に設計者を評価し選定することが重要であり、新築や大規模改修など技術的に高度又は専門的な技術が要求される整備においては、積極的にプロポーザル方式等の導入を検討することが望ましい。